

1. 危険物を積載する車両の通行を禁止し、または制限するトンネルの名称及び箇所
次表のとおり

名 称	箇 所
秋田中央道路トンネル	秋田県秋田市旭北栄町から秋田県秋田市手形字中谷地まで

2. 危険物を積載する車両の通行を禁止する当該危険物の表示
別表 1 のとおり
3. 危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物の表示、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件
別表第 2 のとおり
4. この公示に係る通行の禁止または制限は、平成 19 年 9 月 15 日から実施する。

別表第 1

1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表 示	
項 目	品 名
火薬類	雷こう アジ化鉛 ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬 四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に 供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）
火薬類 以外の 揮発性物質	アセチレン銅 ジアゾメタン ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの

2 毒物・劇薬及びその他の有毒性物質

表 示	
項 目	品 名
毒物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン
劇物	クロルピクリン
毒物・劇物 以外の 有毒性物質	チオホスゲン 二酸化窒素（四酸化窒素） その他これと同程度以上の毒性を有するもの

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

表 示	
項 目	品 名
水又は空気と 作用して 発火性を有する物質	塩化アセチレン シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

別表第2

1 火薬類及びがん具煙火

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	そ の 他
火 薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車 及び四輪以上 の小型自動車	10 キログラム 以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆 薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントルロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		5 キログラム 以下	
火 工 品	工業雷管 電気雷管 信号雷管		100 個以下	
	導火管付き雷管	25 個以下		
	銃用雷管	10,000 個以下		
	実包 空包	1,000 個以下		
	導爆線	100 メートル 以下		
	制御発破用コード	20 メートル 以下		
	導火線	2,000 メートル 以下		
	信号えん管 信号火せん	100 個以下		
がん 具 煙 火	がん具煙火	その他火薬類取締法に規定する火工品	その原料をなす火薬 10 キログラム又は爆薬 5 キログラム以下	

2 高圧ガス

表 示		車両の種類	要 件		
項 目	品 名		積載数量	容器の内容積	その他
可燃性ガス及び毒性ガス	アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロルメチル) 塩素 臭化メチル (プロムメチル) 水素 液化石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 六フッ化硫黄 その他高圧ガス保安法 に規定する可燃性ガス 及び毒性ガス	普通自動車 及び四輪以上 の小型自動車	圧縮ガスの場合は、 ガス容積 60 立方メー トル以下	120 リットル 未満	高圧ガス保 安法その他 関係法令に 定める事項 を遵守する こと。
	酸素		亜酸化窒素 酸素		
不活性ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法 に規定する可燃性ガス、 毒性ガス及び酸素以外 のガス		液化ガスの場合は、 18,000 リットル以下	液化ガスの場 合は、18,000 リットル以下	

注 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零メガパスカルの状態に換算したときの容積である。

3 毒物又は劇薬及びその他の有毒性物質

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	その他
毒物	<p>フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤（紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。） で液体状のもの</p> <p>その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの</p>	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000 キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
劇物	<p>アンモニアを含有する製剤（アンモニア 10%以下を含有するものを除く。） けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン（ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。）</p> <p>その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤</p>			
毒物・劇物以外の有毒性物質	<p>クロルアセトフェノン モノクロルアセトン その他これらと同程度以上の毒性を有するもの</p>			

4 消防法別表第1に掲げるもの

表 示			車両の種類	要 件	
項 目	品名	性状等		積載数量	その他
第一類・酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体 50キログラム未満 第二種酸化性固体 300キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第二類・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄	項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同第4号によるものとする。 その他、品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	鉄粉			500キログラム未満	
	金属粉 マグネシウム			第一種可燃性固体 100キログラム未満 第二種可燃性固体 500キログラム未満	
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの			1,000キログラム未満	
引火性固体					
第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第8号に掲げる性状を示すものとする。 ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	黄りん			20キログラム未満	
	アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） アルカリ土類金属 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアル			第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50キログラム未満 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300キログラム未満	

	ミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第2項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				
第四類・引火性液体	特殊引火物	項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 その他、品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第11号から第14号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50リットル未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	第一石油類 (ガソリン)			非水溶性液体 200リットル未満	
	アルコール類			水溶性液体 400リットル未満	
	第二石油類 (灯油・軽油)			400リットル未満	
				非水溶性液体 1,000リットル未満	
				水溶性液体 2,000リットル未満	
第五類・自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第3項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表第1備考第19号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種自己反応性物質 10キログラム未満 第二種自己反応性物質 100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	300キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第1備考第21号によるものとする。					
注2 積算数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう					

5 腐食性を有する物質

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド その他これらと同程度以上の腐食性を有するもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200 キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル その他これらと同程度以上の腐食性を有するもの		400 キログラム未満	

6 マッチ

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50 キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。

2 「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第3条に定めるところによる。

3 別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。

4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積算数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。